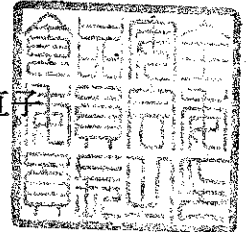


府食第 342 号

平成24年4月5日

農林水産大臣  
鹿野 道彦 殿

食品安全委員会  
委員長 小泉 直子



食品健康影響評価について (回答)

平成24年4月3日付け23消安第6620号により貴省から当委員会に対し意見を求められた飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)第3条第1項の規定に基づき定められた飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号)別表第2中、「8 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準」において飼料添加物ごとに定められている賦形物質等を、「3 飼料添加物一般の製造の方法の基準」に規定する改正のうち、リグノスルホン酸カルシウム及びリグノスルホン酸ナトリウム以外の賦形物質等に係るものは、通常飼料として家畜に給餌されているが、これまで人の健康に及ぼす悪影響が確認されていない物質について化学的操作なく物理的に混合することを認めるものであり、飼料として使用されている実態において人の健康に及ぼす影響が変わるものではないことから、食品安全基本法(平成15年法律第48号)第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。